
『モバイルビジネスの転換』
-MVNOビジネスが携帯マーケットに与えるインパクト-
(Appendix)



作成者: 田中 晃

1) MVNOの定義

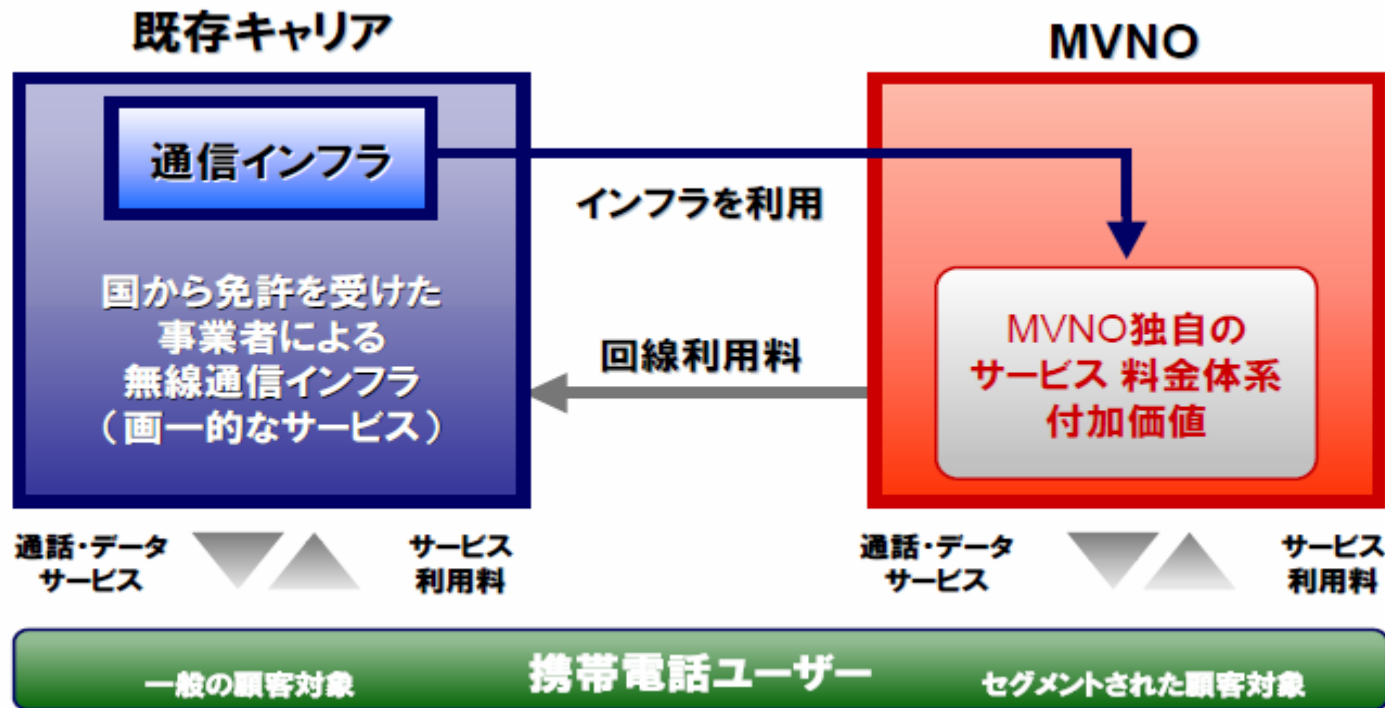
【MVNOの定義とは】

携帯電話などの無線通信インフラを他社から借り受けてサービスを提供している事業者のこと。無線通信サービスの免許を受けられるのは国ごとに3~4社程度しかないが、免許を受けた事業者の設備を利用することで、免許のない事業者も無線通信サービスを提供することが可能になる。

多数の社員用の携帯電話回線を企業と一括契約して通話料の公私区分サービスを提供したり、独自のデータ通信サービスを提供したりと、なんらかの独自サービスを付加して再販している事業者が多い。この点で、MVNOは単なる携帯電話販売業者とは異なる。

定義はIT用語辞典 e-wordより引用

【参考図表】

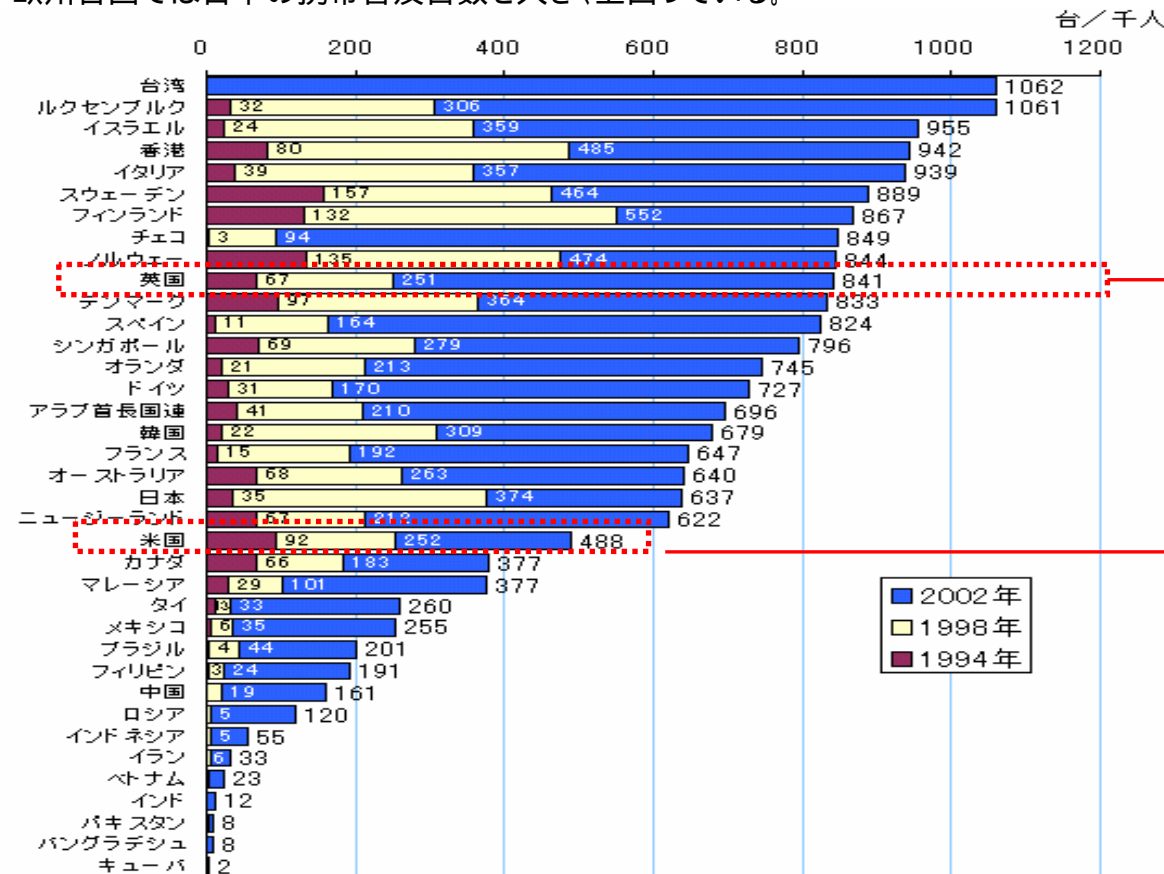


株式会社フェイス
2006年3月23日決算資料より引用

2) 世界各国の携帯電話普及台数一覧 (ITU調査 台数ベース)

下図はITU(国際電気通信連合)が調査した2002年時点の携帯電話の普及率一覧である。

欧州各国では日本の携帯普及台数を大きく上回っている。



2002年時点でMVNOが一般的になっている英国の携帯電話普及台数は841台/1000人であるのに対してMVNO立上り期の米国では488人/1,000人と英国の半分近い数値であった。また、MVNOが普及しているヨーロッパの1,000人あたりの普及率は国内と比較しても高い。

ITU(国際電気通信連合)調査資料より引用

日本の携帯電話の千人あたりの普及台数は欧州市場と比較して、少なく今後も継続して普及台数は伸びる可能性がある。

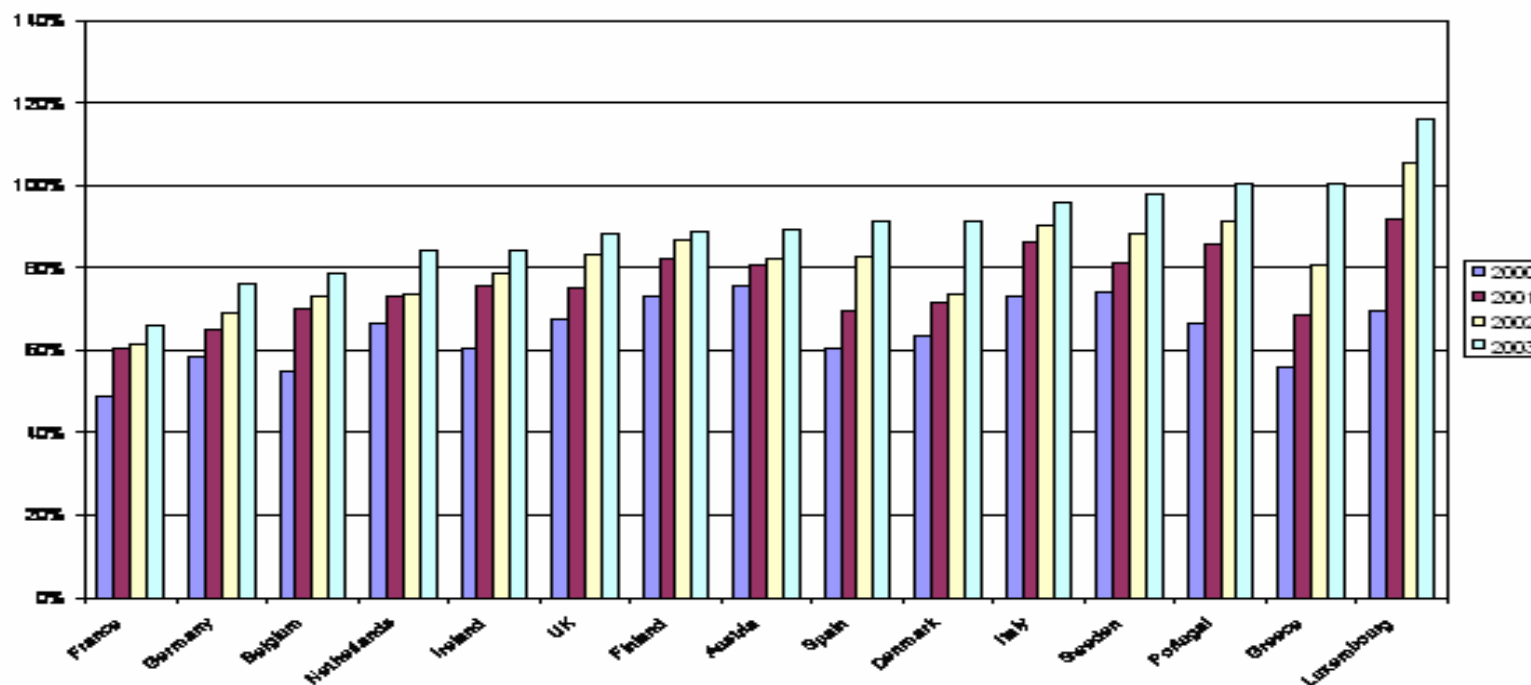
3) 欧州の携帯電話普及率一覧(『Ovum社』公表資料より引用)

下図はOvum社が調査した2003年時点の携帯電話の普及率一覧である。

15ヶ国中3カ国が80%以下の携帯電話の普及率であるものの、大半の企業では80%以上の携帯電話普及率が大半であり、ポルトガルなど一部の国では携帯電話の普及率は100%を超えている。

国内の携帯電話普及率は2006年時点で80%程度である。

図5 - 過去4年間の欧州諸国の携帯電話加入者数(英国は過去4年間の各年度ランキングで中間に位置している)



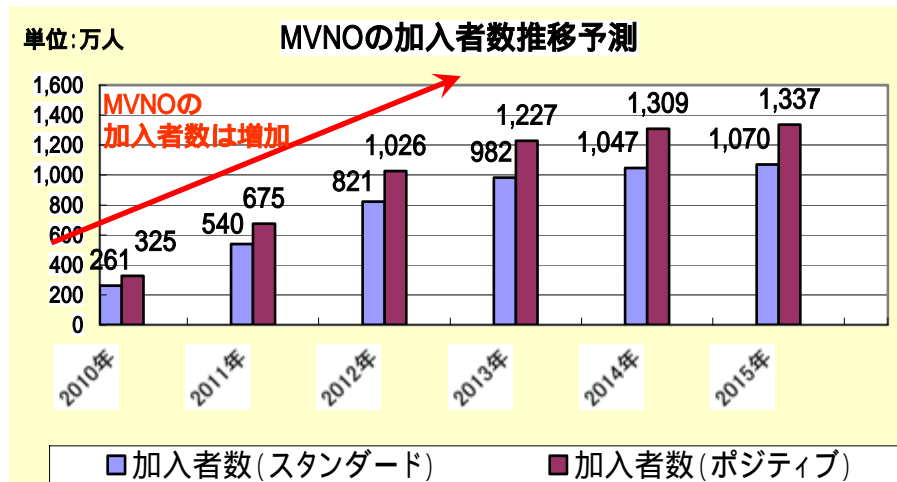
出典: Ovum

4) 国内のMVNO市場動向 (国内MVNO市場規模予測)

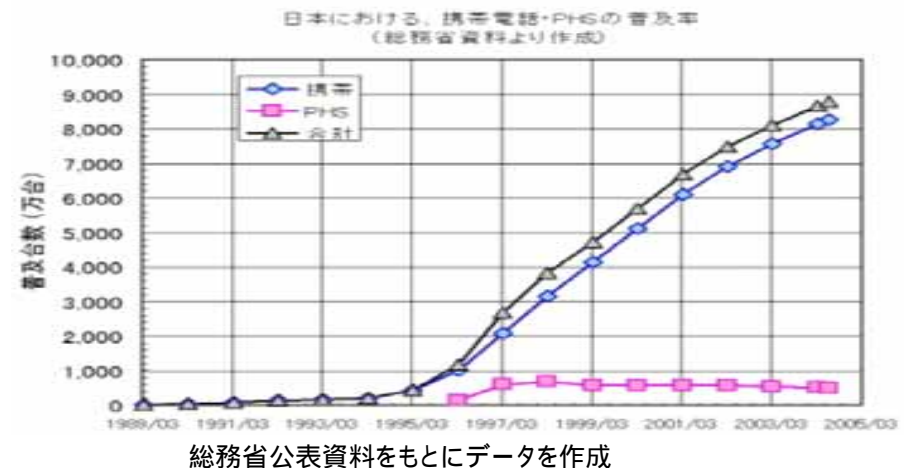
MVNO市場規模は2006年現在ではほとんど無いが、NTTやボーダフォン、新規事業者の参入やナンバーポータビリティの開始、ネットインフラの高速化など携帯電話及びMVNO市場にとって2006年以降、外部環境の大きな変化が起きている。2006年に入り、MNO事業者が前向きな姿勢を示すことにより、MVNEのようなMVNOに関わるサービスが出現するとともにバンダイやニフティ、SCNなどの事業者がMVNO事業の参入以降を示すなど、2006年に入りMVNO市場に参入する事業者が徐々に出現し、市場の活性化の兆候が見られつつある。

上記事項を踏まえアクセンチュアでは2010年以降市場は本格化すると予測している。

国内の携帯普及台数は約9,000万台、普及率で70%と欧米におけるMVNO事業立上り時期と比較して携帯電話普及率が高い段階でMVNO市場に変化の兆しが見られる。



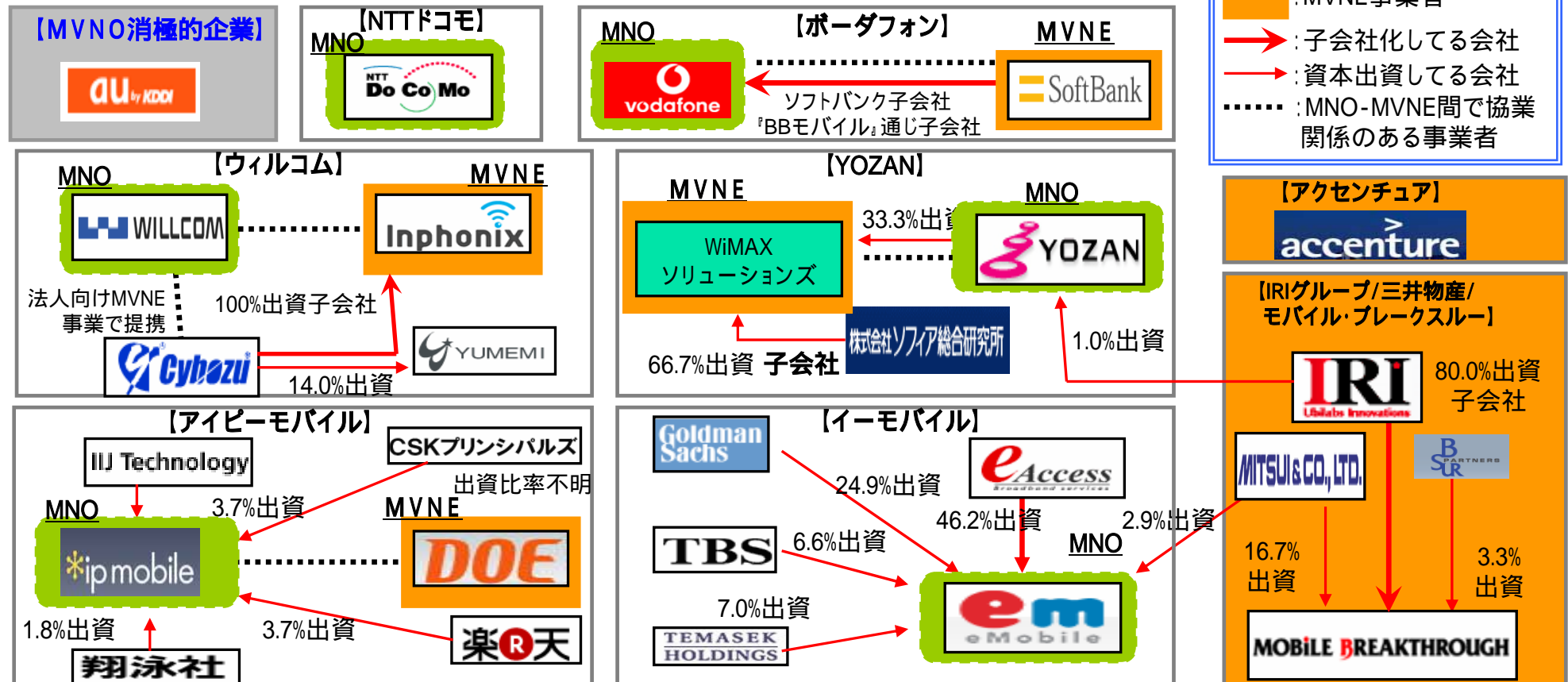
アクセンチュアが2006年3月に公表したデータより引用



2006年以降MVNO市場に参入する新規・既存MNO事業者が増加するとともに、MVNO事業者も登場している。また、ナンバーポータビリティ市場が開始されるなど、MVNO活性化の可能性が見られる。

5) 国内でMVNOサービス(MNO事業者、MVNE事業者)を提供する事業者 グループマッピング

下記は『MNO』、『MVNE』事業者の業界マップである。国内には8グループMVNO支援サービス会社が存在する。大半のMVNE事業者ではMNO事業者と連携して事業を行っている。また楽天などMVNE事業者以外の事業者も現状ではMNO事業者と連携している事業者が大半である。



大半の『MNO事業者』、及び『MVNE事業者』はそれぞれが提携してMVNOサービスを提供している。イーモバイルのMVNE事業者の提携関係は2006年6月時点で不明である。

6) 国内のMVNO事業動向 (国内主要MVNO事業者の事業内容)

アイピーモバイルなど2006年に新規参入するMNO事業者は既存携帯電話顧客の切り崩し、ニッチ市場開拓の手段として MVNO事業を行う予定。NTTドコモやボーダフォンなどの既存のMNO事業者はニッチ 顧客の獲得を目的にMVNO市場に参入の意向を示している。データ通信カードの提供から携帯電話やMVNO事業者の用途にあったデバイスを活用するなどマルチデバイス化が進む可能性がある。HSPDAなど携帯向けネット通信のブロードバンド化が2006年秋以降登場する予定であり、音楽などリッチコンテンツの配信が可能になる。SIMカードには日本の携帯電話業界が欧米と異なり、垂直統合型(携帯メーカーとキャリアが共同で携帯電話を開発している)、及びリベート形式による携帯電話の販売を行っているため消極的な姿勢である。その為、欧米で見られるマルチキャリアで利用可能なSIMカードの登場の可能性は低い。

MVNO	MVNOサービスの内容	SIMカード有無	サービス開始時期	MVNO事業者のターゲット層
ザ・トーカイ	音声&データ通信サービス	不明	不明	既存顧客・地域市民
SCN	音声&データ通信サービス (音楽・ゲームなどのコンテンツも付加)	不明	不明	ISP既存顧客(280万人)、ソニーユーザー
ニフティ	音声&データ通信サービス	不明	不明	ISP既存顧客など
日本通信	データ通信サービス	無	2001年10月	法人・個人
京セラコミュニケーションシステム	データ通信サービス	無	2002年1月	法人・個人
ジュピターテレコム	音声&データ通信サービス	無	2006年3月	自社既存顧客
バンダイ	音声&データ通信	WSIMを利用	2006年7月	個人(具体的ターゲットは不明)

MVNO事業者は2006年6月時点で国内でMVNO参入している、もしくは参入する予定のある事業者を全てピックアップしている。

ザ・トーカイ、SCNでは具体的なサービス開始時期が決まっていないため、不明と記載。

『日本通信』及び『ニフティ』は後の事例で上記項目と同様の内容及び更に細かい項目で事例を紹介しているため、このページで一覧表には反映していない。

W-SIMとはウィルコムが独自に開発したPHS通信機能をモジュール化したカード型製品。欧米のSIMカードとは異なり、自社の端末のみSIMカードを使用することができる。

2006年以降登場した国内MVNO事業者は音声はもちろんの事、データ通信(コンテンツの提供など)付加価値機能を搭載したMVNO事業者が複数社登場する見込みである。但し、音声サービス、データ通信を行っている事業者はジュピターテレコムバンダイの2社のみでサービス開始間もないことから、顧客獲得実績は不明である。

7) 国内MVNO関連市場についての補足 (国内MVNO関連に関するガイドラインについて)

下図は2002年に策定されたMVNOに関する総務省のガイドラインである。ガイドラインは総務省がMVNO事業者が事業を行うにあたっての規定を定めたものである。法律的な規制はないものの、ガイドラインを遵守しないと罰則がある。これまで総務省ではガイドラインの改定に消極的であったがMVNO市場に参入する企業が増えたことで、2006年中のガイドラインの改定が予定されている。

現行のガイドラインでは、課金サービスについてMVNO事業者の携帯電話利用者がどの程度の通信費を使ったのかMVNO事業者は直接知ることができず、MNO事業者を通じてしか知ることができないなどガイドラインに非効率な点が多い。また、総務省によるMVNO活性化のための施策もない。現在、MVNO関連事業者からの意見書を取りまとめており、各事業者からの意見書をもとにガイドラインの改定が行われる。

【参考: 2002年に策定されたガイドライン】

<p>ガイドラインの目的</p> <p>MVNOが事業展開を図る上で関連する電気通信事業法及び電波法の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図る。(本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。)</p>	
<p>本ガイドラインにおいては、便宜的な定義(working definition)として、MVNOを以下のように定義。</p> <p>① MNOの提供する電気通信役務(即電気通信役務を含む。)としての移動通信サービスを利用して移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、</p> <p>② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設していない者</p>	
<p>電気通信事業法関係</p> <p>1 参入手続</p> <p>① 特別第二種電気通信事業に該当(国際or音声公専公) ⇒ 登録が必要</p> <p>② 一般第二種電気通信事業に該当(①以外) ⇒ 届出のみ</p> <p>2 MNOとMVNOの間の契約関係</p> <p>① 卸電気通信役務の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOは卸契約の総務大臣への届出が必要 協議不調の場合等には、総務大臣による協議開始命令・裁定、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の手続きが申請可能 MNOによる不当な差別的取扱い等は業務改善命令の対象 <p>② 契約約款等に基づく電気通信役務の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> MNOは電気通信役務の提供義務が課されている MNOの業務の方法が適切でない場合等は業務改善命令の対象 <p>3 他事業者との接続等</p> <p>移動通信サービス以外の部分において、他事業者と接続等することにより電気通信役務を提供することも可能</p> <p>4 電気通信番号(電話番号)管理</p> <p>移動通信サービスに関する電話番号の事業法上の指定対象はMNO</p> <p>MVNOとMNOの間において電話番号に関する契約を締結(任意の私契約)</p> <p>5 MVNOと利用者との間の契約関係</p> <p>① 特別第二種電気通信事業者の場合 ⇒ 料金・契約約款の届出が必要</p> <p>② 一般第二種電気通信事業者の場合 ⇒ 特段の行政手続きは要しない</p>	<p>電波法関係</p> <p>1 事業開始に必要な手続</p> <p>MVNOは無線局免許を取得する必要なし(MNOが免許人となっている無線局を使用)</p> <p>2 MVNOとMNOの関係</p> <p>MVNOが提供する端末についても、基地局・端末の免許人であるMNOが電波を整理</p> <p>⇒ MVNO端末による混信の除去を行う責務はMNOに課せられる(MVNOはMNOに対し、契約の範囲内で協力する必要)</p>
<p>共通事項(ローミング)</p> <p>1 国内ローミング</p> <p>必要に応じ、MVNOとMNO、他のMNO等との間でローミング契約を締結(任意の私契約)</p> <p>2 国際ローミング</p> <p>① 特別第二種電気通信事業者の場合、外国事業者等との間でローミング契約を締結等しようとする場合、総務大臣の認可が必要</p> <p>② 外国事業者の端末に国内でサービス提供する場合、MNOが運用の許可を得ることが必要</p>	

ガイドラインの詳細な詰めは2006年末までを目標に今後策定される予定であり、MNO事業者やMVNE事業者の参入により、総務省の取組み姿勢も積極的になっている。

8) 国内MVNO関連市場についての補足 (SIMカードの定義)

SIMカードの定義

日本を除く、欧州、アジア、北米など、広く海外で普及している携帯電話の方式のひとつに「GSM」がある。GS方式の特徴として、「SIM」カードを使った携帯電話端末と事業者の分離があげられる。ユーザーが携帯電話を購入する際に、まず携帯電話端末を選ぶ。そして、その端末で使用する事業者は、ユーザーが任意の会社を選び、組み合わせて利用する。すなわち、事業者各社は「SIM」カードと呼ばれる、加入権情報(電話番号)を書き込んだICカードを販売しており、ユーザーは任意の事業者と契約の上、「SIM」カードをもらう。「SIM」カードを携帯電話端末に装着すれば、すぐに使用が可能となる。違う端末を利用したければ、「SIM」カードを自分で差し替えれば同じ電話番号のまま、別の端末を利用できる。あるいは、別の事業者の「SIM」カードを持っていれば、1台の端末で複数の事業者を使い分けることも可能である。

SIMカードの特徴

加入権と端末を分離する目的で作られたSIMカードは電話機から取り外しが可能で、フルカード(欧米クレジットカードと同じ形状)とプラグインの2種類がある。

SIMカードの事例

<携帯端末>



<SIMカード>



SIMカードのICチップ部分を切り取り、
携帯電話の端末に挿入する。

国内でのSIMカード

国内でSIMカードではNTTドコモ、ボーダフォンなどで使われている。しかしながら、SIMロックが掛けられていて、キャリア間の利用はできない。ウィルコムでも、W-SIMという独自のSIMカードが開発されているが、こちらもキャリア間で利用する事はできない。欧米ではメーカーとキャリアが分類されており、利用者は気に入った端末を購入し、その端末に各自が契約するキャリアのSIMカードを差し込む方式をとっているが、日本ではメーカーとキャリアが一体となって製品を開発する垂直統合型のビジネスが主体であるため、欧米のみられるフリーキャリア/オープンなSIMカードが見当たらない。利用も2006年6月時点で国際ローミングのみを目的に利用されている。

SIMカードの概要はAscii24.comを参照 URL: <http://k-tai.ascii24.com/k-tai/special/2001/01/19/print/622124.html>

欧米とは異なり、国内では独自のSIMカード市場を作り出している。